



川島町マスコットキャラクター
かわみん かわべえ

川島町立小学校規模適正化計画 【概要版】

平成 2 8 年 2 月
川島町教育委員会

目次

はじめに	1
川島町立小学校規模適正化計画.....	2
I 趣 旨	2
II 適正規模の基準	2
III 学校規模適正化の対象校と推進方策	2
IV 統合小学校の開校時期	2
V 小中一貫教育の推進	2
VI 適正化に伴う教育環境整備	5
1 通学路の安全確保について	5
2 学校の施設設備の整備について	8
3 教員等の配置について	8
4 学校の統合による跡地・施設利用について	8
5 統合に向けた事前の交流について	9
小学校の統合に向けた具体的な進め方.....	10
統合小学校の設置場所の決定.....	12

参考資料)

- ・小中一貫教育の全体の制度設計
- ・前期6年・後期3年の区切りと4－3－2などの関係

はじめに

教育委員会では、平成27年10月28日に策定した「川島町立小学校規模適正化基本方針(修正案)」に関して、平成27年11月から12月にかけて説明会を実施しました。そして、頂いた意見等を踏まえ、具体的な統合校の設置場所や統廃合の進め方等について、議論、検討を積み重ね、平成28年1月21日に「川島町立小学校規模適正化基本方針(修正版)」を決定したうえで、「川島町立小学校規模適正化計画(案)」を策定しました。

そして「川島町立小学校規模適正化計画(案)」に関する説明会を、平成28年1月末から2月中旬にかけ実施し、説明会での意見等を踏まえ、平成28年2月19日に「川島町立小学校規模適正化計画」を決定しました。

教育委員会では、計画に基づき、小学校の規模適正化を進めていきます。

さて、この計画の骨子は、今後予想される複式学級の編制や、現状の男女間の数の不均衡といった、小規模校化した4つの小学校の課題を解決するため、早急に教育環境の改善を図るべく、段階的に2校に統合するというものであり、併せて、子どもたちのさらなる学力、社会性の向上を図る観点から、統合後に、既存の中学校と連携、交流を深めることによって、小中一貫教育を推進するというものです。

そして、将来にわたる児童数の推移を見極めながら、さらなる小学校の統合や中学校と一体となった施設一体型の小中一貫校の整備も検討していくものであり、生徒数の減少も鑑みて、中学校の規模についても検討していくものであります。

関係者の皆様には、今後も本町の学校教育の充実に向けて積極的な支援を賜りますよう、お願いします。

川島町教育委員会

川島町立小学校規模適正化計画

川島町教育委員会では、平成28年2月19日に「川島町立小学校規模適正化計画」を策定しました。

I 趣 旨

「川島町立小学校規模適正化基本方針」並びに「統合小学校の設置場所に関する評価考察結果」を踏まえ、今後、小学校の規模適正化を進めるための具体的な施策を策定したものである。

II 適正規模の基準

本町における地域の実情を鑑み、適正規模の基準は「1学年単学級であっても学級運営に支障のない程度の児童数（20名程度）が確保できること」とする。

※学校教育法施行規則第41条による

III 学校規模適正化の対象校と推進方策

- ・対象校 三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校
- ・方針方策
 - ・「統合」という方策を採る。
 - ・小中一貫教育を目指して、段階的に2校に統合する。
 - ・統合小学校は既存校を活用する。
 - ・統合単位は「三保谷小学校と出丸小学校」ならびに「八ッ保小学校と小見野小学校」とする。
- ・設置場所 基本方針では、統合小学校の設置場所について、子育て・教育支援の拠点との連携・交流、小中一貫教育の推進を見据え中学校との連携・交流などに配慮して決定するとされている。また「統合小学校の設置場所に関する評価考察結果」を踏まえ、つぎのとおりとする。

統合単位	統合対象校	統合小学校の設置場所	統合小学校の校名
①	三保谷小学校 出丸小学校	三保谷小学校地内 (川島町大字白井沼945)	(仮称)三保谷・出丸小学校
②	八ッ保小学校 小見野小学校	八ッ保小学校地内 (川島町大字畑中31)	(仮称)八ッ保・小見野小学校

IV 統合小学校の開校時期

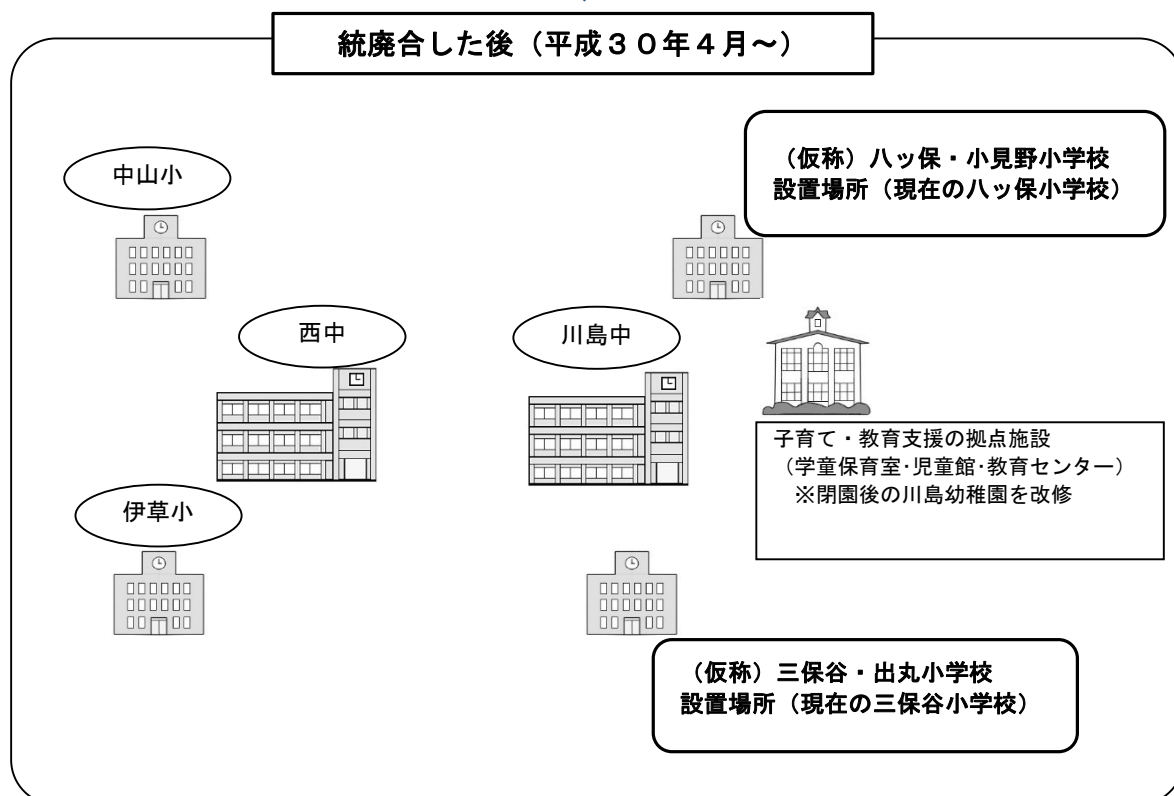
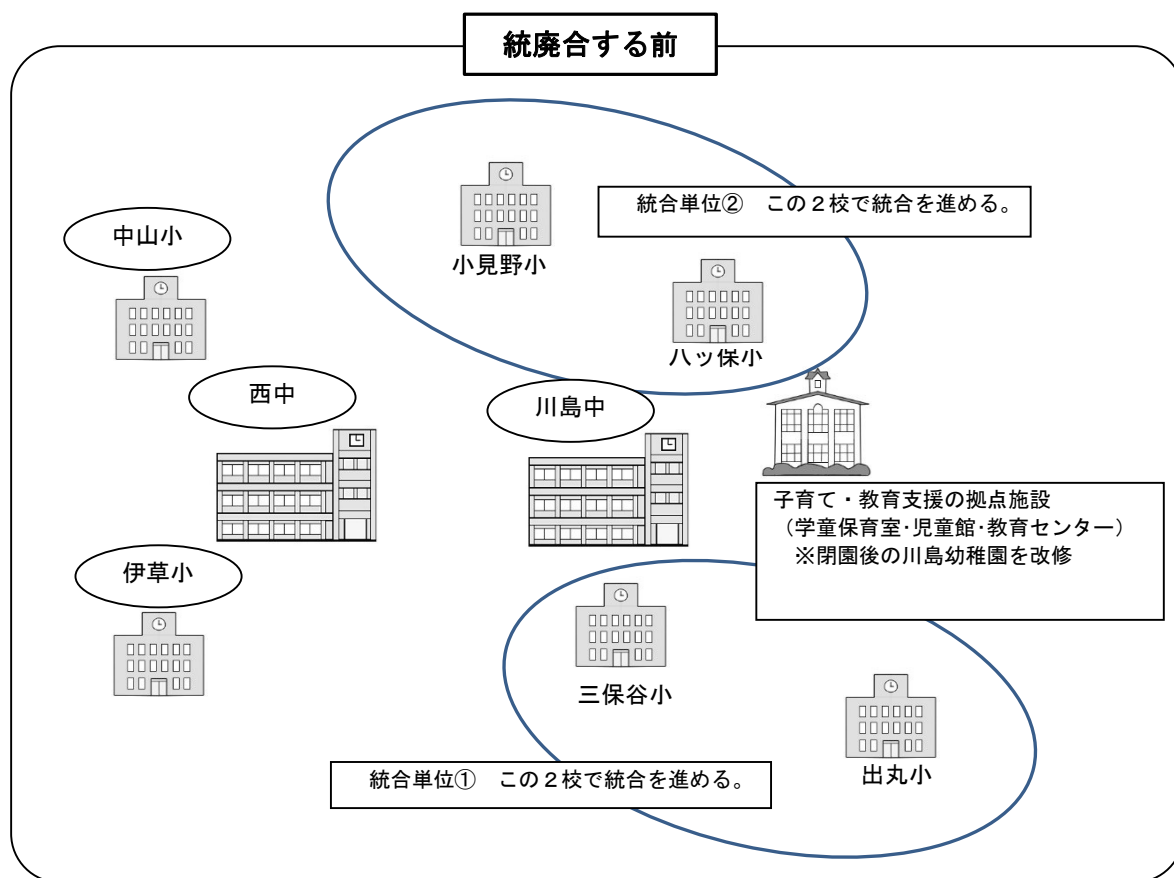
統合小学校の開校時期は、平成30年4月とする。

V 小中一貫教育の推進

統合後は、小中一貫教育を推進すべく、小学校と中学校との連携、交流、研究を行っていく。さらに将来的には、小中学校の教員が、9年間を見通した中でお互いに協力し合い、子どもたちをよりきめ細かく指導することにより、学力や社会性の向上を図ることを目的として、「小中一貫型小・中学校（仮称）」の開校を目指す。

適正化推進イメージ

ステップ①【小規模小学校の統廃合（統合小学校の開校）】

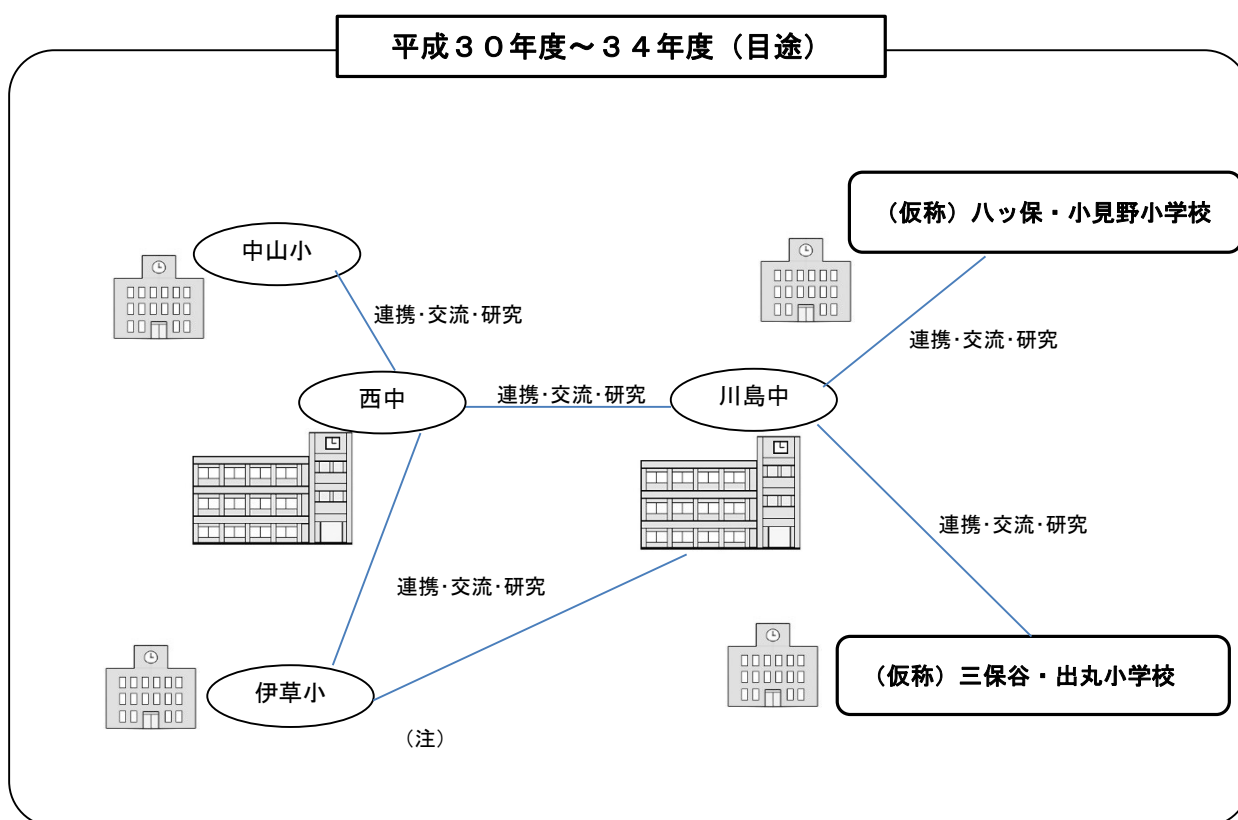


《説明 ステップ①》

1. 段階的に2校ずつで統合を進める。
2. 統合単位は、「三保谷小学校と出丸小学校」、「八ッ保小学校と小見野小学校」とする。
3. この統廃合は、小中一貫教育推進に向けたステップと位置付ける。
4. 小中一貫教育の効率的、効果的な推進や、子育て・教育支援の拠点施設との連携、交流にも配慮した学校配置とする。
5. 統合校の設置位置は、三保谷小学校、八ッ保小学校とする。
6. 統合校の開校時期は、平成30年4月とする。
7. 統合校の校名が決定されるまでの間は、「(仮称)三保谷・出丸小学校」、「(仮称)八ッ保・小見野小学校」とする。

適正化推進イメージ

ステップ②【小中一貫教育推進に向けた連携、交流、研究】



《説明 ステップ②》

1. 小中一貫教育を推進すべく、川島中学校と2校の統合小学校、ならびに西中学校と中山小学校、伊草小学校との間で連携し、児童・生徒、教職員、保護者等の交流を行う。
 2. 連携・交流事業の効果等を検証するとともに、小中一貫型小・中学校の開校に向けた検討等を行う。
 3. また、川島中学校と西中学校の間で、部活動の合同実施などでも連携、交流を行う。
- (注) 現在の中学校の通学区域では、伊草小学校の卒業生が川島中学校と西中学校に分かれて進学していることから、小中一貫型小・中学校の開校に向け、通学区域の見直しを検討する。

VI 適正化に伴う教育環境整備

小学校の規模適正化を推進する際には、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、つぎの条件整備を行うものとします。

1 通学路の安全確保について

(1) 通学路の検討、改善等について

学校の統合に伴って、通学路が変更になる場合、安全な通学路を検討し設定する。その際には、児童の安全が確保できるよう、道路の改善等を関係機関に要望していく。

(2) スクールバスについて

学校の統合によって、通学区域が広範囲に及び遠距離通学になることは明らかである。

そこで、統合にあたっては、地理的状況等を把握し、スクールバス等を活用して、子どもたちが安心・安全に通学できるよう遠距離通学の支援策を構築するものとする。

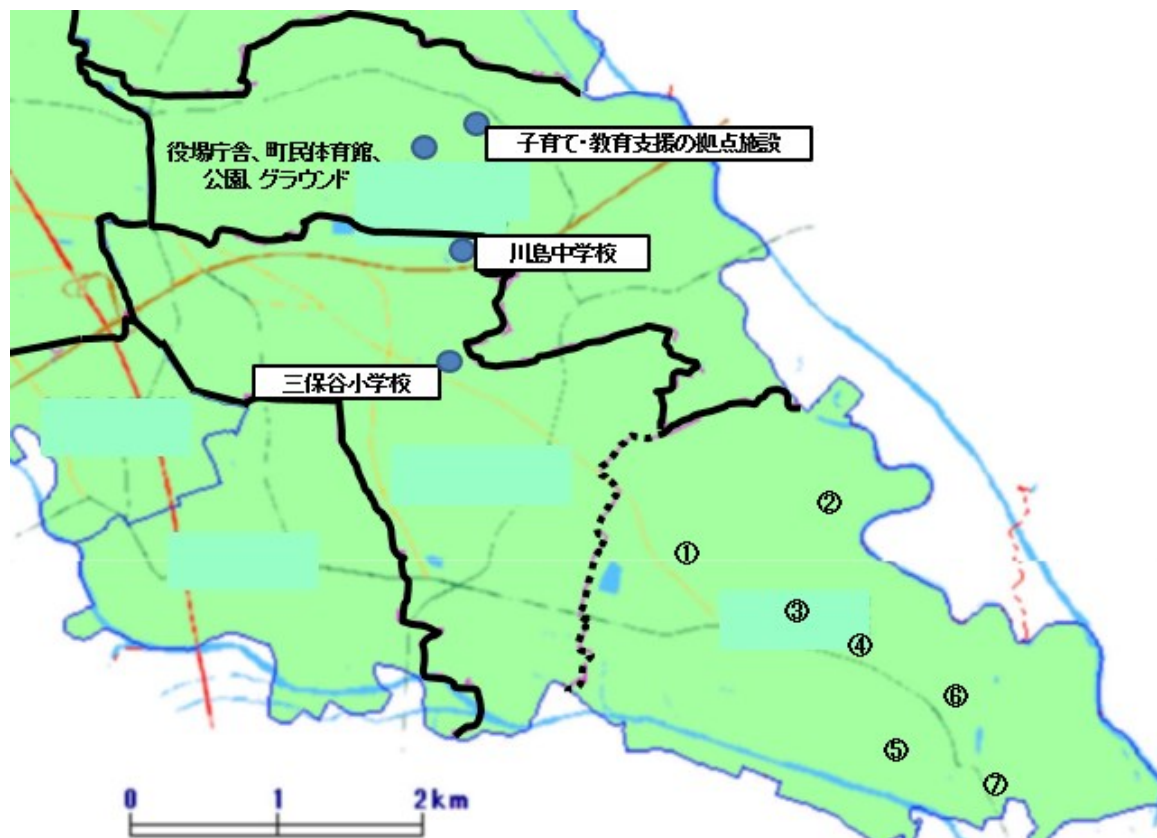
スクールバス等の運行ルート、運行便数、停留所の位置といった運行形態を始めとして、長期休業中や、土曜公開日など行事の際の臨時的な運行形態についても、「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 学校分科会」で具体化していくこととする。

(3) 遠距離通学の距離基準

遠距離通学の距離基準は、文部科学省の基準（※参照）とし、この基準を超える場合に、スクールバス等による通学支援を行うものとするが、小学校低学年など、体力面での配慮や、より安心・安全な通学に配慮する必要がある場合は、弾力的に基準を適用するものとする。

※ 義務教育諸学校等の施設費等の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項
小学校の適正な通学距離は、おおむね4 km 以内とされる。

参考) 三保谷小学校から出丸地区内各集会所までの距離



		番号	地区	集会所	距離(km)
三保谷小学校	↔	①	曲師	出丸二区集会所	2.7
		②	出丸下郷	出丸下郷集落センター	2.8
		③	出丸本	出丸本集会所	3.0
		④	上大屋敷	大屋敷集会所	3.5
		⑤	出丸中郷	出丸四区集会所	4.1
		⑥	出丸中郷	関田集落センター	4.4
		⑦	出丸中郷	横塚集会所	5.0

※ 上の図表は、統合小学校となる三保谷小学校からの距離感を表すものであり、必ずしも集会所がスクールバスの停留所となるものではありません。

参考) ハッ保小学校から小見野地区内各集会所までの距離



		番号	地区	集会所	距離(km)
ハッ保小学校	↔	①	鳥羽井	鳥羽井集落センター	1.4
		②	谷中	谷中集会所	2.8
		③	一本木	一本木集会所	3.1
		④	虫塚	虫塚集落センター	3.2
		⑤	下小見野	上北集落センター	3.8
		⑥	梅ノ木	梅ノ木集会所	3.9
		⑦	下小見野	大辻集落センター	4.0
		⑧	下小見野	中組集会所	4.1
		⑨	下小見野	友二集落センター	4.2
		⑩	下小見野	友一集落センター	4.2
		⑪	上小見野	上南集落センター	4.3
		⑫	芝沼	芝沼集落センター	7.5

※ 上の図表は、統合小学校となるハッ保小学校からの距離感を表すものであり、必ずしも集会所がスクールバスの停留所となるものではありません。

2 学校の施設設備の整備について

学校は子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場であることから、安全・安心に利用できることが求められる。また、学校統合を進めるにあたっては、統合校の設置場所となる学校の施設整備や備品等の充実にも努める必要がある。

そこで、次に掲げる事項について「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」で具体化していくものとする。

- ① 教室など施設の改善整備
- ② 体育用具、楽器、理科実験器具など教材教具の拡充（廃校となる学校の既存備品の活用を含む。）
- ③ 放課後児童クラブとの交流・連携等
- ④ 授業参観や運動会などでの駐車場の確保

3 教員等の配置について

学校の統合に伴う児童の環境の変化等による、児童の心の支援に対応するため、次の事項について検討し、「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」で具体化していくものとする。

- ① 心のケア担当の相談員等の配置
- ② 相談しやすい環境整備
- ③ 授業や学校生活、友だち関係などに関するアンケート調査等の実施

4 学校の統合による跡地・施設利用について

教育委員会としては、統合後の跡地・施設利用案について、未就学児及び小中学校の保護者並びに地域住民を対象とした基本方針の説明会や、学校規模適正化に関するアンケート結果等を踏まえ、つぎのとおり提示する。

「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」において、この案を参考として、さらに具体的な活用方法について、地域と検討・協議を進め、検討結果を町長部局へ具申するものとする。

名 称	設置予定場所	用途（複合）
(仮称) 東部地域 活動センター (地域振興センター)	出丸小学校地内 (川島町大字上大屋敷 100)	・地域活動センター ・公民館 ・生涯学習施設 ・自然・環境体験学習施設 (ビオトープを活用した体験学習など) ・児童館 ・避難所 など
(仮称) 北部地域 活動センター (地域振興センター)	小見野小学校地内 (川島町大字谷中 99)	・地域活動センター ・公民館 ・生涯学習施設 ・地域スポーツセンター (築山などを利用したアスレチックコースなど) ・児童館 ・郷土資料館 ・避難所 など

5 統合に向けた事前の交流について

統合までの期間中に統合対象校同士の連携を図り、子どもたちの交流の機会を充実させるとともに、PTA等保護者同士の交流も不可欠であることから、次の事項について「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」で具体化していくものとする。

- (1) 統合対象校同士の交流については、平成28年度中にスケジュールを決定し、平成28～29年度にかけて実施するものとする。また、交流事業が円滑に進められるよう各校の連携を図るものとする。
- (2) 交流の内容は、授業や校外学習を中心とした交流活動、宿泊学習、修学旅行、保護者同士の交流等とし、交流が充実するものとなるよう調査・研究を行うものとする。

小学校の統合に向けた具体的な進め方

つぎのようなスケジュール等を設定して、学校規模の適正化を進めます。

1 スケジュールについて

平成27年度

- ・保護者、地域住民に基本方針の説明会の実施
- ・保護者、地域住民に学校規模適正化に関するアンケートの実施
- ・保護者、地域住民に学校規模適正化基本方針（修正案）の説明会の実施

平成28年度

- ・「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」の設置・会議開催
- ・スクールバス運行ルート、停留所の選定等
- ・その他統合に係る意見、要望聴取

平成29年度

- ・「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 学校分科会」の会議開催
- ・スクールバス試験運行
- ・校舎修繕、備品・設備等の移設
- ・閉校及び開校準備

平成30年度（目途）

- ・4月統合校の開校
- ・スクールバス運行開始

区分概要	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 専門部会」の発足、会議開催	→								
統合対象校同士の事前交流	→								
諸準備作業	→								
児童の心のケア実施		→							
小中一貫教育推進に向けた連携・交流・研究			→						
小中一貫型小・中学校の開校（目途）								→	

2 (仮称) 統合協議会の設置について

- (1) 設置年度 平成28年度
- (2) 開催年度 平成28～29年度
- (3) 目的
計画に基づき、小学校の規模適正化の実施に向けた具体的方策について検討・決定する。
- (4) 組織
本協議会は、統合に関わる学校関係者、保護者代表、地域住民代表等で組織する。また、具体的な事項について協議し、必要な調査・研究を行うため部会を設ける。
- (5) 協議・検討等の内容
校名・校歌・校章等の素案について協議、検討するほか、スクールバス、統合校の修繕、備品・設備の移設、教育課程・学校行事、交流活動、PTA活動などに関し協議し、必要な調査・研究を行う。

主な協議・検討等の内容は、つぎのとおりである。

区分概要	主な協議・検討等
教育環境の充実	① 教育方針と学校運営方針の調整 ② 小学校連携・小中連携教育の実施方法 ③ 優れた教育活動や伝統の継承方法 ④ 広域化に対する学校運営上の課題の解決
スクールバスの運行	① 乗降場所の特定 ② 運営形態、車種の特定 ③ 水泳授業、補充学習等に伴う臨時運行のための運行基準
通学路の安全対策	① スクールバスの利用基準の作成 ② 運行ルート of 安全対策 ③ 町全体の通学路の安全対策
児童の心のケア	① 相談体制の充実策 ② 支援に対する教員の意識強化 ③ ケア担当の相談員等の配置
事前交流の内容	① 実施内容・時期・回数等 ② 学校間の連携方法
施設整備	① 駐車場の整備 ② 備品等の選定、移設、拡充 ③ 放課後学童クラブとの交流・連携 ④ 教室など施設の改善整備
その他	① その他、統合を円滑に進めるための対応策

統合小学校の設置場所の決定

【平成28年1月21日教育委員会決定】

統合小学校の設置場所の決定については、「統合小学校（小中連携校）としての利便性、優位性」、「学校施設の整備状況」、「学校施設・周辺的安全・安心面」の3つの評価項目において、評価基準に照らして基準を満たすか否か、あるいは優位性を考察しました。

設置場所の決定は、修正前の基本方針（平成26年11月決定）の趣旨である「将来的には中学校に隣接又は敷地内に小学校を建設し、併せて小中一貫校としての機能を持たせる」ことを、次の段階の統合であることを見据えて、「統合小学校（小中連携校）としての利便性、優位性」を重視して行いました。

《ポイントの付け方》

- ・評価基準を満たす場合は、評点を1ポイント付する。
- ・評価基準を満たすか否か判断し難い場合は、優位性を比較することとし優位性の有る方に1ポイント付する。

■ 統合単位①（三保谷小学校・出丸小学校）

評価項目	評価基準	三保谷小学校	評点	出丸小学校	評点
【1】 統合小学校（小中連携校）としての利便性、優位性					
① 学校から川島中学校までの距離・移動時間	頻繁な交流ができること（徒歩での移動ができること） 小学校～中学校までの距離・時間 1.5 km、30分以内	0.9 km、18分 （徒歩）	1	4.5 km、90分 （徒歩）	0
② 学校から放課後児童クラブまでの距離	頻繁な交流ができること（近接していること）	2.0 km	0	5.5 km	0
③ 学校とけやき保育園との交流	交流が行なわれていること	交流あり 参考（距離 1.8 km）	1	交流あり 参考（距離 5.4 km）	1
④ 学校と町立図書との連携	連携が行なわれていること	連携あり 参考（距離 1.8 km）	1	連携あり 参考（距離 5.4 km）	1
⑤ 学校の位置	2 地区（三保谷・出丸）の中心に近いこと	やや西端に位置する	0	やや東端に位置する	0
⑥ 来校者の駐車スペース（周辺施設も含む）	可能な限り保護者家庭数を満たせること。 2校の家庭数（122世帯） 既存（近隣施設も含む）の駐車場の有効活用が図れること。	充足率 81.9% （100/122） 100台分 （三保谷公民館駐車場） ※校地内の駐車は不可 ※旧役場跡地の利用も想定可	1	充足率 40.9% （50/122） 50台分 （出丸公民館駐車場） ※校地内の駐車は不可	0
⑦ スクールバスの停車スペース（周辺施設も含む）	500㎡程度 既存（近隣施設も含む）の駐車場の有効活用が図れること。	公民館西側駐車場の利用想定 旧役場跡地も利用想定	1	新たに用地買収、造成等が必要	0
評点合計【1】			5	評点合計【1】	2
【2】 学校施設の整備状況					
① 建築年次（校舎）	新しいこと	S 43	0	S 51	1

②	〃 (体育館)	〃	S 55	1	S 54	1	
③	教室数 (校舎面積)	多いこと (広いこと)	13 (普通 7、特別 6) 1,685 m ² ※普通教室には、特別 支援教室 1 部屋を含 む	0	13 (普通 7、特別 6) 1,923 m ² ※普通教室には、特 別支援教室 1 部屋 を含む	1	
④	校舎の木質化	壁、床が木質化さ れていること	未実施	0	未実施	0	
⑤	体育館面積	広いこと	733 m ²	1	761 m ²	1	
⑥	エアコン (教室)	普通教室に設置して いること	有	1	有	1	
⑦	太陽光発電設備	保有していること	10 k w	1	10 k w	1	
⑧	運動場面積 ※参考) 小学校設置基準による面積基準	広いこと	6,033 m ²	1	5,657 m ²	1	
	児童数 (人)						面積 (m ²)
	1 ~ 240						2,400 以上
	241 ~ 720						2,400+10× (児童数-240) 以上
	721 ~	7,200 以上					
⑨	運動場の排水	10 年以内での運動 場の改修状況	実施済 H25	1	未実施	0	
⑩	遊具	12 基以上	14 基	1	16 基	1	
⑪	学習農園	広いこと	畑 110 m ²	1	畑 10 m ²	0	
⑫	その他	特記すべきこと	敷地内に築山 (トンネル付) 有	1	近隣にビオトープ有	1	
			評点合計【2】	9	評点合計【2】	9	
【3】 学校施設・周辺の安全・安心面							
①	耐震化の状況 (校舎／構造体・非構 造部材)	建築基準等を満た していること	・構造体 耐震化済 (平成 13 年) ・非構造部材 耐震化済 (平成 27 年)	1	・構造体 耐震化済 (平成 8 年) ・非構造部材 耐震化済 (平成 27 年)	1	
②	耐震化の状況 (体育館／構造体・非 構造部材)	〃	・構造体 耐震化済 (平成 13 年) ・非構造部材 耐震化済 (平成 25 年)	1	・構造体 耐震化済 (平成 19 年) ・非構造部材 耐震化済 (平成 25 年)	1	
③	停電時の非常用電源	保有していること	有 (太陽光発電からの電源) ※太陽光発電の自立 運転機能	1	有 (太陽光発電からの電源) ※太陽光発電の自立 運転機能	1	
④	近隣避難所 (役場、川 島中学校) との距離 (浸水時における代 替避難所)	近接していること	1.8 k m (役場) 0.9 k m (川島中学校)	1	5.6 k m (役場) 4.5 k m (川島中学校)	0	
⑤	浸水時における 被害想定 (荒川・入間川の氾濫) 川島町洪水ハザード マップより	可能な限り施設を 使用できること	使用不能 ※役場、川島中学校へ の誘導想定	0	2 階・3 階	1	

⑥ 浸水時における被害想定 (市野川の氾濫) 川島町洪水ハザードマップより	〃	使用不能 ※役場、川島中学校への誘導想定	0	1階・2階・3階	1
⑦ 子どもたちの引き渡しやすさ	交通の便が良いか、駐車スペースがあるか。	学校は町の中心に位置し、県道にも面し比較的アクセスしやすい。公民館駐車場の利用も可能。(100台分)	1	校内への車両の乗り入れには制限があり、保護者の駐車スペースは限られているが、公民館駐車場の利用は可能。(50台分)	1
⑧ 学校周辺の安全性	交通量の多寡、通学上の危険性	県道の交通量が多いものの、比較的幅の広い歩道が整備されている。	1	朝の登校時、学校周辺は、幹線道路への通行車両も多く、危険性がある。	0
評点合計【3】			6	評点合計【3】	6
【4】その他					
① 歴史的経緯	開校年月(現在地)	明治19年3月開設	—	明治6年12月創設	—
② 財産処分(転用)した場合の国庫金の返還		公共施設への転用ならば、返還は不要。ただし、グラウンド改修分については、国庫金の返還が必要。	—	公共施設への転用ならば、返還不要。	—
③ 校舎整備 実施計画(H28~30)より	校内LAN整備、下駄箱、ロッカー増設	500万円(概算)	—	500万円(概算)	—
総合計【1】~【3】			20	総合計【1】~【3】	17

○ 考察結果

「統合小学校(小中連携校)としての利便性、優位性」は、三保谷小学校が5ポイントに対し、出丸小学校が2ポイントとなる。「学校施設の整備状況」については、三保谷小学校が9ポイントに対し、出丸小学校が9ポイントとなる。「学校施設・周辺の安心・安全面」については、三保谷小学校が6ポイントに対し、出丸小学校が6ポイントとなる。総合計では、三保谷小学校が20ポイントに対し、出丸小学校は17ポイントとなる。

「統合小学校(小中連携校)としての利便性、優位性」の評価結果に基づき、三保谷小学校を統合校の設置場所とする。

○ 三保谷小学校及び出丸小学校ならびに周辺施設位置関係図



○三保谷小学校と出丸小学校を統合した場合の児童数

	学年	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
三保谷小学校 出丸小学校	1年生	20	22	22	19	20	13	13
	2年生	30	20	22	22	19	20	13
	3年生	25	30	20	22	22	19	20
	4年生	31	25	30	20	22	22	19
	5年生	25	31	25	30	20	22	22
	6年生	36	25	31	25	30	20	22
	合計	167	153	150	138	133	116	109

※ 平成27年度の児童数は、学校基本調査による。(平成27年5月1日現在の数値)

※ 平成28年度以降の児童数は、平成28年1月1日現在の新入学児童数予測による。

参考資料) 三保谷小学校・ハッ保小学校の周辺地図



《ポイントの付け方》

- ・評価基準を満たす場合は、評点を1ポイント付する。
- ・評価基準を満たすか否か判断し難い場合は、優位性を比較することとし優位性の有る方に1ポイント付する。

■ 統合単位②（ハッ保小学校・小見野小学校）

評価項目	評価基準	ハッ保小学校	評点	小見野小学校	評点	
【1】 統合小学校（小中連携校）としての利便性、優位性						
① 学校から川島中学校までの距離・移動時間	頻繁な交流ができること（徒歩での移動ができること） 小学校～中学校までの距離・時間 1.5 km、30分以内	1.4 km、28分 （徒歩）	1	2.9 km、58分 （徒歩）	0	
② 学校から放課後児童クラブまでの距離	頻繁な交流ができること（近接していること）	0.3 km（徒歩）	1	2.5 km	0	
③ 学校とけやき保育園との交流	交流が行なわれていること	交流あり 参考（距離 1.2 km）	1	交流あり 参考（距離 1.9 km）	1	
④ 学校と町立図書との連携	連携が行なわれていること	連携あり 参考（距離 1.2 km）	1	連携あり 参考（距離 1.9 km）	1	
⑤ 学校の位置	2 地区（ハッ保・小見野）の中心に近いこと	ほぼ中心に位置する ※鳥羽井、鳥羽井新田、一本木からの徒歩通学も十分可能	1	やや北端に位置する	0	
⑥ 来校者の駐車スペース（周辺施設も含む）	可能な限り保護者家庭数を満たせること。 2校の家庭数（130世帯） 既存（近隣施設も含む）の駐車場の有効活用が図れること。	充足率 69.2% （90/130） 90台分 （ハッ保公民館駐車場） ※校地内の駐車は不可	1	充足率 61.5% （80/130） 50台分 （小見野公民館駐車場） 30台程度 （小見野小学校校地内） ※校地内の駐車も一部可	1	
⑦ スクールバスの停車スペース（周辺施設も含む）	500 m ² 程度 既存（近隣施設も含む）の駐車場の有効活用が図れること。	公民館南側駐車場の利用想定	1	校地内の利用も想定 ただし、造成が必要	1	
			評点合計【1】	7	評点合計【1】	4
【2】 学校施設の整備状況						
① 建築年次（校舎）	新しいこと	S 45	0	S 47	0	
② 〃（体育館）	〃	S 55	1	S 57	1	
③ 教室数（校舎面積）	多いこと	13（普通7、特別6） 1,706 m ² ※普通教室には、特別支援教室1部屋を含む	0	15（普通7、特別8） 1,863 m ² ※普通教室には、特別支援教室1部屋を含む	1	
④ 校舎の木質化	壁、床が木質化されていること	未実施	0	実施済（H20）	1	
⑤ 体育館面積	〃	733 m ²	1	740 m ²	1	
⑥ エアコン（教室）	普通教室に設置されていること	有	1	有	1	
⑦ 太陽光発電設備	保有していること	10 k w	1	10 k w	1	

⑧ 運動場面積 ※参考) 小学校設置基準による面積基準	児童数 (人)	面積 (㎡)	広いこと	7,400 ㎡	0	9,561 ㎡	1
	1 ~ 240	2,400 以上					
	241 ~ 720	2,400+10× (児童数-240) 以上					
	721 ~	7,200 以上					
⑨ 運動場の排水	10年以内での運動場の改修状況		未実施	0	未実施	0	
⑩ 遊具	12 基以上		15 基	1	17 基	1	
⑪ 学習農園	広いこと		畑 300 ㎡	1	畑 108 ㎡	0	
⑫ その他	特記すべきこと		—	0	敷地内に築山（滑り台付）あり	1	
			評点合計【2】	6	評点合計【2】	9	
【3】 学校施設・周辺の安全・安心面							
① 耐震化の状況 (校舎／構造体・非構造部材)	建築基準等を満たしていること		<ul style="list-style-type: none"> ・構造体耐震化済（平成 14 年） ・非構造部材耐震化済（平成 27 年） 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・構造体診断の結果、耐震化の必要なし ・非構造部材耐震化済（平成 27 年） 	1	
② 耐震化の状況 (体育館／構造体・非構造部材)	〃		<ul style="list-style-type: none"> ・構造体耐震化済（平成 14 年） ・非構造部材耐震化済（平成 25 年） 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・構造体新耐震基準による建築のため、耐震化の必要なし ・非構造部材耐震化済（平成 25 年） 	1	
③ 停電時の非常用電源	保有していること		有 (太陽光発電からの電源) ※太陽光発電の自立運転機能	1	無 (太陽光発電からの電源) ※太陽光発電の自立運転機能	0	
④ 近隣避難所(役場、川島中学校)との距離(浸水時における代替避難所)	近接していること		1.2k m (役場) 1.4 k m (川島中学校)	1	1.9 k m (役場) 2.9 k m (川島中学校)	0	
⑤ 浸水時における被害想定 (荒川・入間川の氾濫) 川島町洪水ハザードマップより	可能な限り施設を使用できること		2 階	1	2 階	1	
⑥ 浸水時における被害想定 (市野川の氾濫) 川島町洪水ハザードマップより	〃		1 階・2 階	1	2 階	0	
⑦ 子どもたちの引き渡しやすさ	交通の便が良いか、駐車スペースがあるか。		学校は町のほぼ中心に位置し、県道にも面していることから比較的アクセスしやすい。また、公民館駐車場（90 台）の利用も期待できる。	1	学校は県道に面しており、交通の便は比較的良い。学校敷地内の駐車も可能であり、公民館駐車場（50 台）の利用も期待できる。	1	
⑧ 学校周辺の安全性	交通量の多寡、通学上の危険性		学校に面した県道は、直線で見通しは良い。	0	県道の整備計画はあるが、現在、歩道幅	0	

		また、比較的幅の広い歩道が整備されている。		が狭く、一部カードレールが未設置の箇所もある。学校から川越方面はカーブしており通行車を見通しづらい。	
		評点合計【3】	7	評点合計【3】	4
【4】その他					
① 歴史的経緯	開校年月（現在地）	明治7年5月創立	－	明治6年9月開設	
② 財産処分（転用）した場合の国庫金の返還		公共施設への転用ならば、返還は不要。	－	公共施設への転用ならば、返還は不要。増築分については、完了から10年を経過することで返還は不要。	－
③ 校舎整備 実施計画(H28～30)より	校内LAN整備、下駄箱、ロッカー増設	500万円（概算）	－	500万円（概算）	－
		総合計【1】～【3】	20	総合計【1】～【3】	17

○ 考察結果

「統合小学校（小中連携校）としての利便性、優位性」は、八ッ保小学校が7ポイントに対し、小見野小学校が4ポイントとなる。「学校施設の整備状況」については、八ッ保小学校が6ポイントに対し、小見野小学校が9ポイントとなる。「学校施設・周辺の安心・安全面」については、八ッ保小学校が7ポイントに対し、小見野学校が4ポイントとなる。総合計では、八ッ保小学校が20ポイントに対し、小見野小学校が17ポイントとなる。

「統合小学校（小中連携校）としての利便性、優位性」の評価結果に基づき、八ッ保小学校を統合校の設置場所とする。

○ ハッ保小学校及び小見野小学校ならびに周辺施設位置関係図



○ハッ保小学校と小見野小学校を統合した場合の児童数

	学年	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
ハッ保小学校 小見野小学校	1年生	24	32	28	16	26	19	17
	2年生	28	24	32	28	16	26	19
	3年生	22	28	24	32	28	16	26
	4年生	31	22	28	24	32	28	16
	5年生	27	31	22	28	24	32	28
	6年生	34	27	31	22	28	24	32
	合計	166	164	165	150	154	145	138

※ 平成27年度の児童数は、学校基本調査による。(平成27年5月1日現在の数値)

※ 平成28年度以降の児童数は、平成28年1月1日現在の新入学児童数予測による。

参考資料) 三保谷小学校・ハッ保小学校の周辺地図



小中一貫教育の全体の制度設計

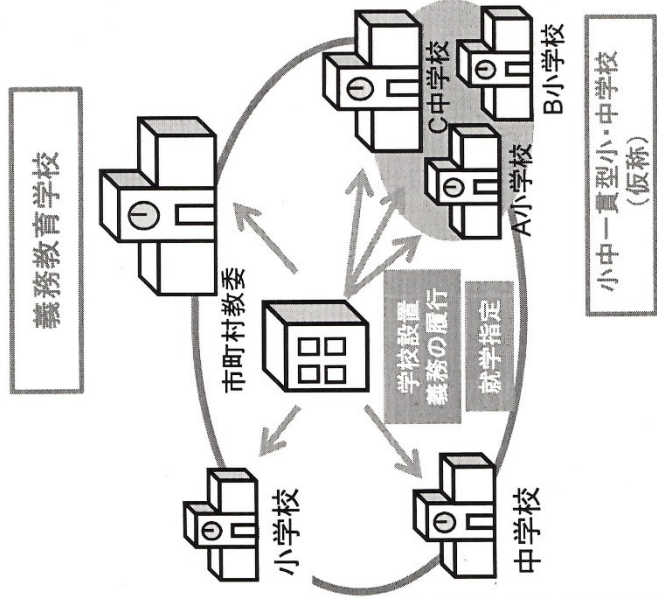
◎ 制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

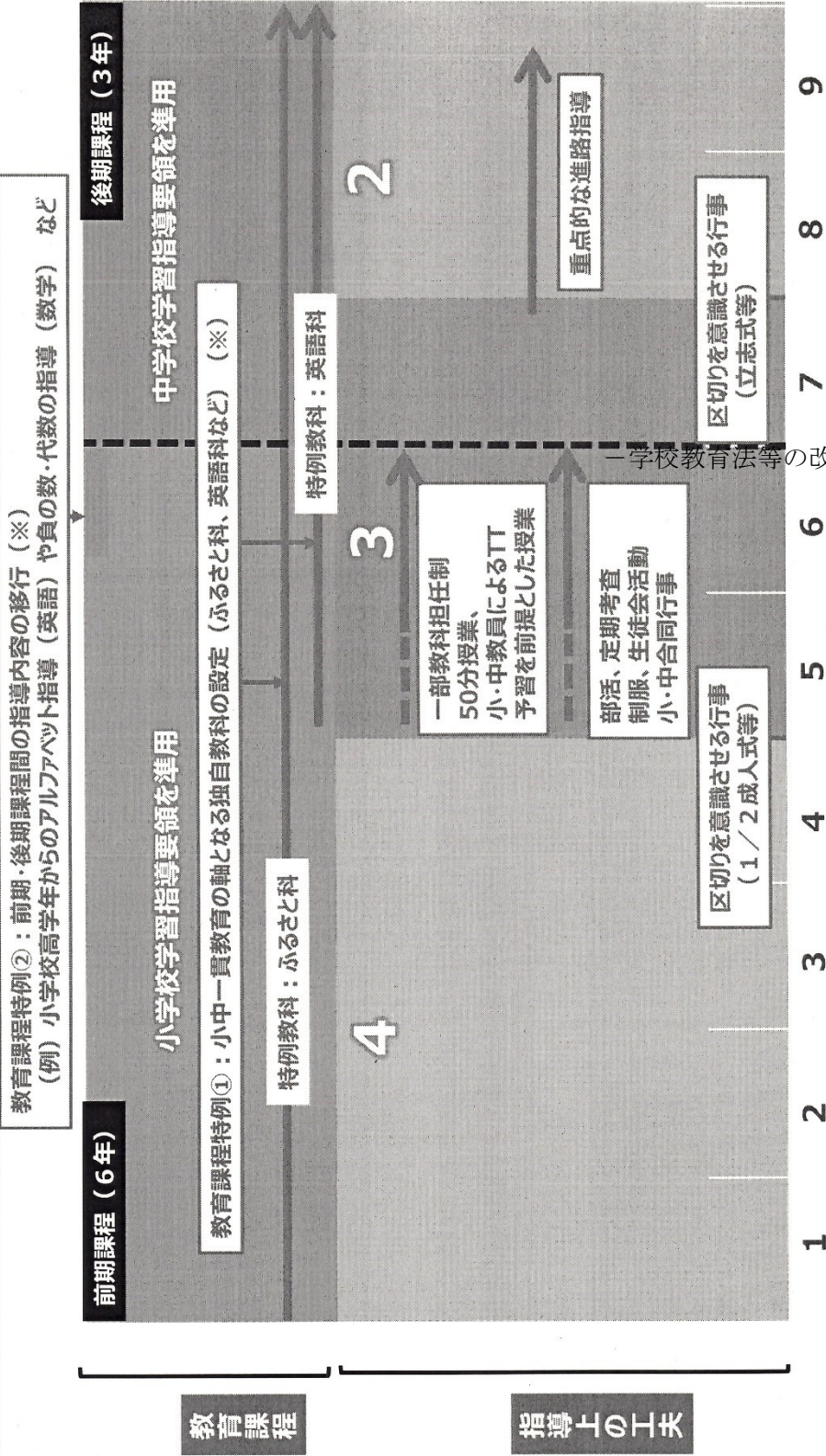
◎ 小中一貫教育の2つの類型

	義務教育学校	今回学校教育法等改正で措置	今後政省令改正で措置
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)		小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当方は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) 〔制度化に伴う主な支援策〕 9年間の適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担う組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 〔制度化に伴う主な支援策〕 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担う組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 〔制度化に伴う主な支援策〕 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

◎ 制度化後のイメージ



前期6年・後期3年の区切りと4-3-2などの関係



特別の前提条件(イメージ)：

- ① 教育基本法及び学校教育法に規定する小学校及び中学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であること
- ② 学習指導要領の内容項目が9年間を通じて網羅され、学習内容の系統性・連続性が確保されていること
- ③ 児童生徒の過重負担への配慮や転出入児童生徒の教育に支障が生じないよう適切な配慮がなされていること
- ④ 学習指導要領の内容事項を指導するために必要となる標準的な授業時数が確保されていること
- ⑤ 各教科等の目標がおおむね達成されていること

学校教育法等の改正

川島の教育
ひびきの教育



川島マスコットキャラクター
かわみん　　かわべえ

川島町立小学校規模適正化計画
【概要版】

平成28年2月

川島町教育委員会教育総務課
〒350-0192川島町大字下八ツ林870番地1
TEL：049-299-1730
FAX：049-297-8410
E-mail:gakkou@town.kawajima.saitama.jp